

群馬大学医学部附属病院内部通報要項

平成28.5.10 制定

第1 この要項は、公益通報者保護法（平成16年法律122号）の趣旨に則り、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）における法令違反行為等に関する通報の取扱いについて、群馬大学医学部附属病院危機管理規程第14条の「危機管理に関し必要な事項」として定め、法令違反行為等を早期に発見し、未然の防止及び是正を図ることを目的とする。

第2 この要項における「内部通報」とは、本院に勤務する教職員等（派遣契約等に基づき本学の業務に従事する者を含む。以下「職員等」という。）が行う法令違反行為等に関する通報をいう。

第3 内部通報の所管は、危機管理室とし、通報の授受は秘密の保持に配慮しつつ、本院のホームページ上に専用の通報窓口（別紙1）を設ける。

2 当該窓口で授受した情報管理及び整理等は、昭和地区事務部総務課が行う。

第4 内部通報を受けた場合の取扱いは別紙2のとおりとし、危機管理室は医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の指示に従い、対応方針を策定する。

第5 病院長は、内部通報を行った者（以下「内部通報者」という。）に対し、原則として結果を報告する。

第6 病院長は、内部通報者に対して不利益な取扱いを行わないよう十分配慮する。

附 則

この要項は、平成28年5月10日から施行する。

【内部通報窓口】

- ①職員ご意見箱（北病棟地下1階）
- ②専用メールアドレス：naibu@jimu.gunma-u.ac.jp
- ③電話：027-220-7711
- ④FAX：027-220-7720

「群馬大学医学部附属病院内部通報」に関する取扱い

